

『第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画』の策定概要

経過： 昭和 61 年度に第 1 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、平成 18 年度に策定した第 5 期計画は、平成 22 年度をもって計画期間の満了を迎えた。これに伴い、今年度に第 5 期計画の評価をふまえ、第 6 期計画の策定を行う。

湖沼水質保全計画（湖沼水質保全特別措置法第 4 条）

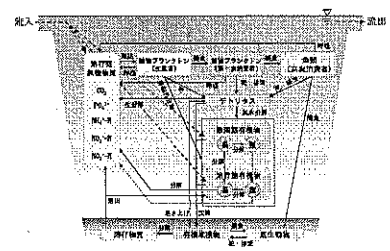
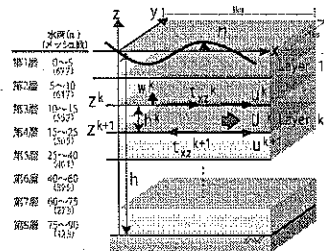
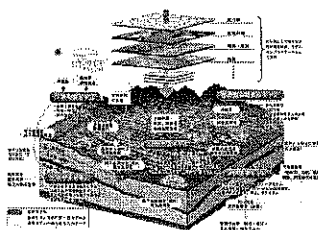
湖沼における水質環境基準（COD、全窒素、全りん）の確保を目途としつつ、計画期間内に実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、水質保全上の効果を推計することにより、計画的に湖沼の水質保全対策の推進を図る。

記載事項

- ①計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度（5 カ年）
- ②水質保全方針 重点的または新たな取り組み等（今後第 5 期の評価を踏まえ検討）
- ③水質の保全に資する事業
下水道、し尿処理施設、浄化槽、廃棄物処理施設、浚渫等の湖沼浄化対策等
- ④水質の保全のための規制その他の措置
工場・事業場の排水対策、生活排水対策、流出水対策、水草除去、ヨシ群落の保全等
- ⑤その他水質の保全のために必要な措置
水質監視、調査研究、生態系の保全、環境学習、地域住民との協働等

水質シミュレーション

3 つのモデルにより物質循環をシミュレートし、水質項目の将来予測を行う。



陸域水物質循環モデル

湖内流動モデル

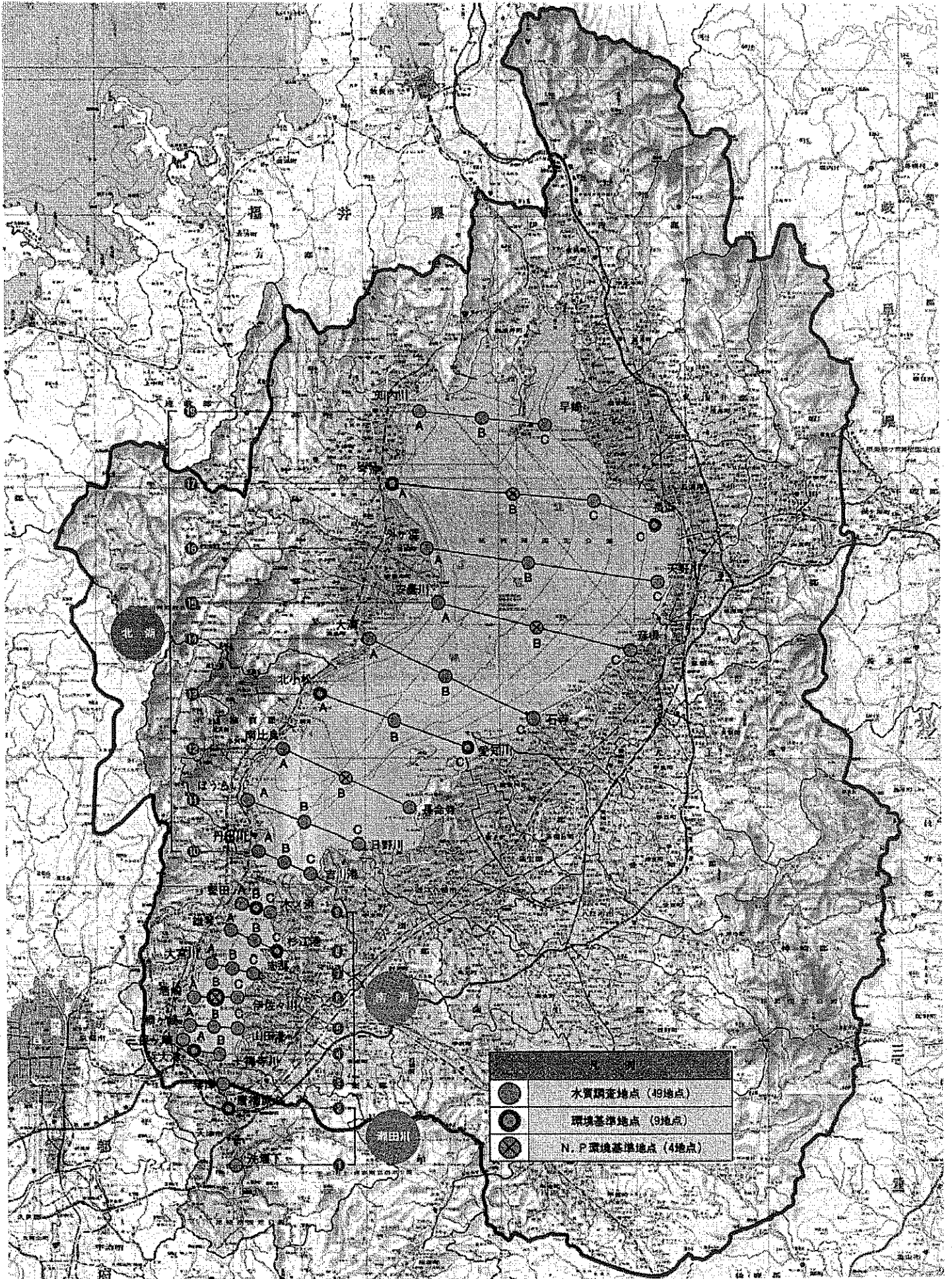
湖内生態系モデル

★第 5 期のモデルからの改善事項

- ① TOC と難分解性有機物を考慮
- ② 複数年連続計算の実現
- ③ 各コンパートメントモデルの精度向上

第 6 期の検討課題

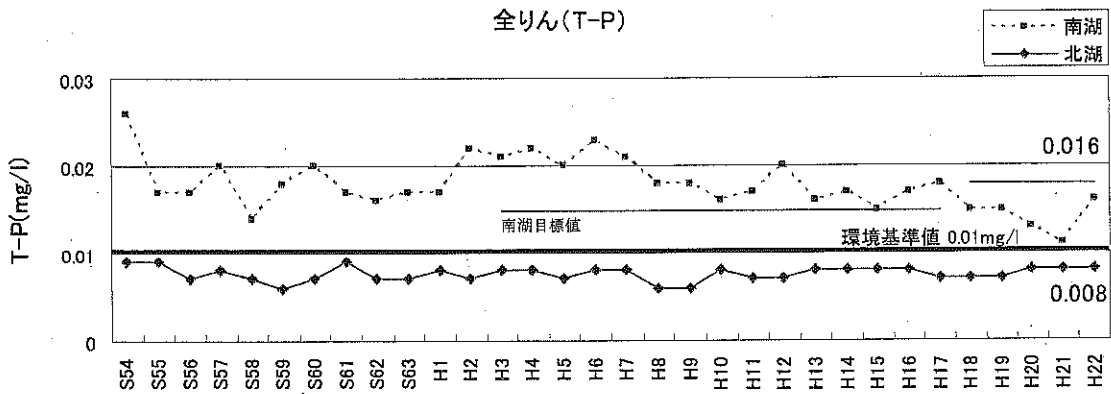
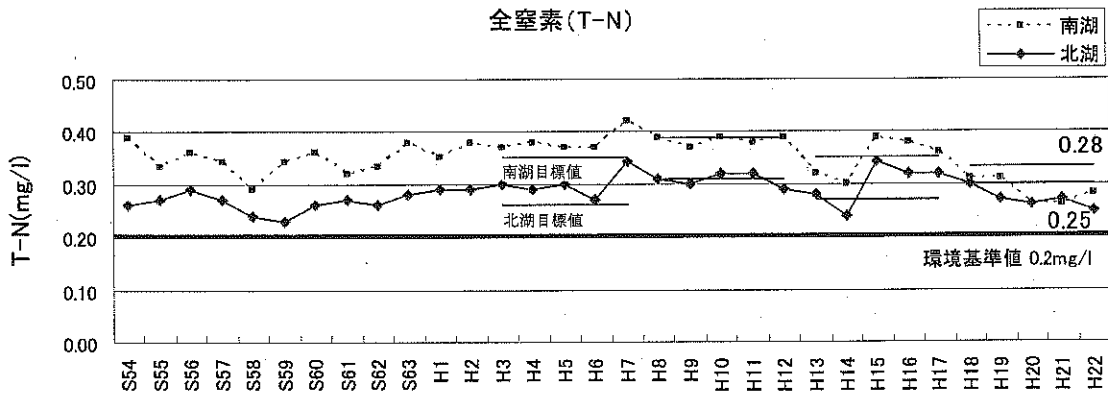
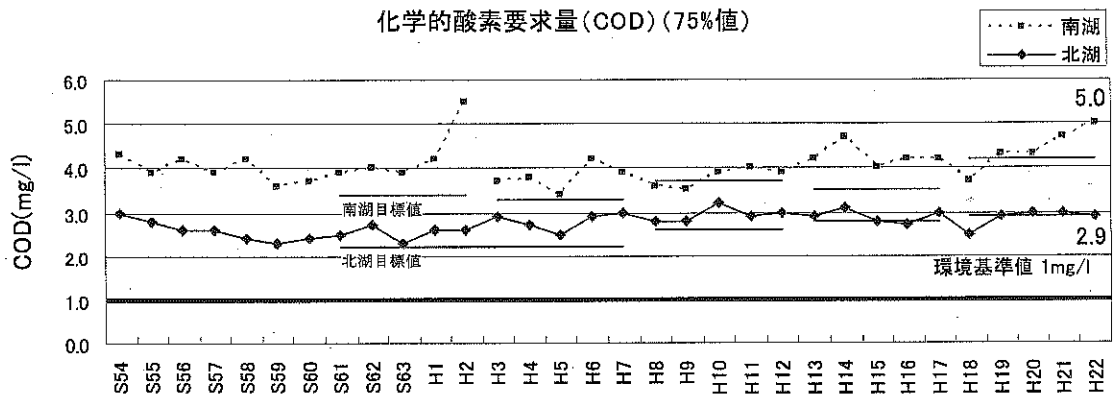
- 赤野井湾流域流出水対策地区における更なる汚濁負荷削減対策の推進
琵琶湖において富栄養化の傾向にある赤野井湾流域の流出水対策を推進する。
- 水質汚濁メカニズムの解明
汚濁負荷削減が進むにもかかわらず、湖内の COD が減少しない等の現状を踏まえ、水質汚濁機構の解明を図る。



	水質調査地点 (49地点)
	環境基準地点 (9地点)
	N, P環境基準地点 (4地点)

琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の目標値と水質の動向

	項目	H22年度	目標値	達成状況
北湖	COD(75%値)	2.9	2.9	○
	COD(平均)	2.6	2.6	○
	全窒素(平均)	0.25	0.30	○
	全りん(平均)	0.008	維持	○
南湖	COD(75%値)	5.0	4.2	×
	COD(平均)	3.6	3.1	×
	全窒素(平均)	0.28	0.33	○
	全りん(平均)	0.016	0.018	○



第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定スケジュール

年月	第5期計画期間の評価	将来水質予測シミュレーション	流出水対策計画	環境審議会・計画策定手続き	環境省等との協議
H23.4	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度琵琶湖水質調査結果とりまとめ ・各課事業の進捗状況の集約・取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・難分解性有機物を考慮したTOCモデルの構築 ・各種データ入力 	<ul style="list-style-type: none"> 6/下旬～7/月上旬【対策推進会議1】 ・湖沼計画の説明 ・流入負荷の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 4/22湖環推① 6/10湖環推② 6/15【環境審議会(総会)】 ・諮問 ・湖沼計画の説明 【環境審議会部会1】 ・H22水質結果報告 8/4湖環推③ 8/10【環境審議会部会2】 ・第5期の評価 ・第6期計画素案の議論 湖環推④ 10/月上旬【環境審議会部会3】 ・第6期計画原案の議論 湖環推⑤ 11/中旬【環境審議会部会4】 ・答申案について 環境審議会答申 県案の作成 【常任委員会報告】 県民政策コメント 市町・関係機関の意見聴取(法定事項) 県修正案の作成 河川管理者協議 河川管理者の同意 計画確定 市町への通知・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 5/18 京都府協議 ・第6期計画策定の進め方について 5/26 環境省協議① ・計画策定の基本的な考え方、計画期間について ・シミュレーションモデルの基本的な考え方について 京都府協議 ・第5期評価 ・第6期計画の基本的考え方について 環境省協議② ・水質予測シミュレーションと計画に位置付ける施策の考え方について 環境省協議③ ・答申、県計画案について 環境大臣協議 公害対策会議 環境大臣の同意
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
H23.1					
2					
3					

湖沼水質保全特別措置法（抜粋）（昭和 59 年法律第 61 号）

（湖沼水質保全計画）

- 第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。
- 2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。
 - 3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。
 - 一 湖沼水質保全計画の計画期間
 - 二 湖沼の水質の保全に関する方針
 - 三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。
 - 四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること。
 - 4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 6 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
 - 7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

湖沼水質保全基本方針（抜粋）（環境省告示第 29 号）

1 湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項

湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく湖沼水質保全計画は、①から③に係る調査検討を経て、④及び⑤により策定するものとする。

- ① 湖沼特性を踏まえ、望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等に係る将来像を明らかにした長期ビジョンについて関係機関や関係者と共有すること。
- ② 法第 7 条第 1 項の水質項目に関し、現状における指定湖沼の水質及び指定地域内において公共用水域に排出される汚濁負荷量を把握するとともに、人口、産業等の動向を勘案して将来における汚濁負荷量の推移を推計し、これに伴う指定湖沼の水質への影響を予測すること。その際には、可能な限り指定地域内の水環境の状況や汚濁負荷発生源を的確に把握すること。

③ 指定湖沼における水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間を設定し、当該計画期間内に指定地域において実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、これによる水質保全上の効果を推計すること。その際には、水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策も検討の対象とすること。

④ 湖沼水質保全計画においては、計画期間、計画期間内に達成すべき目標、目標を達成するために実施すべき対策を盛り込むこと。

計画期間については、湖沼特性等を踏まえ、関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間を設定し、5年を超える長期の期間とする場合には、5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。

また、計画の目標及び対策と長期ビジョンとをつなぐ道筋を示すこと。

対策に関しては、対策ごとに可能な限り定量的な目標を設定することとし、定性的な目標を設定した場合であっても、具体的な実績を把握することにより、可能な限り対策の効果を定量的に評価できるようにすること。また、対策については、可能な限り実施主体、実施時期、対策地域、対策内容を明記すること。その際には、行政主体の対策だけでなく、地域住民等の関係者による取組及び関係主体の協働による取組も計画の中に位置付けること。

⑤ 湖沼水質保全計画の策定に当たっては、指定湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能の確保に関する行政施策に十分配慮するとともに、指定地域の開発に係る諸計画について十分配慮し、これら諸計画との整合が図られるようにするものとする。また、流域別下水道整備総合計画が定められている場合にはこれに適合して下水道の整備に関する事項を定める等指定湖沼の水質保全対策に関連する諸計画との整合が図られるようにするものとする。

また、計画の策定に当たっては、指定地域の住民等の意見を広く聴取するものとする。さらに、計画に基づく事業の実施及び計画の評価の段階において、指定地域の住民等が参加できる仕組みを構築するよう努めるものとする。

2 流出水対策地区の指定に関する基本的事項

法第25条に規定する流出水対策地区は、流出水対策を重点的、集中的に進めていくため、次に定めるところにより指定するものとする。

① 流出水の汚濁負荷量の指定湖沼の汚濁負荷量に占める割合が大きい地区であつて、汚濁負荷削減対策を実施することが可能な地区について順次指定を行うこと。なお、流出水対策地区の指定に当たっては、森林等自然的負荷のみの流出と認められる地区は対象としない。

② 流出水対策地区は、一の流入河川の流域等のまとまった流域を最大限として指定すること。

③ 流出水対策地区の指定に当たっては、地域住民等の理解が得られるように努めること。